

新たな地域医療構想の策定及び医療計画の中間見直しスケジュール

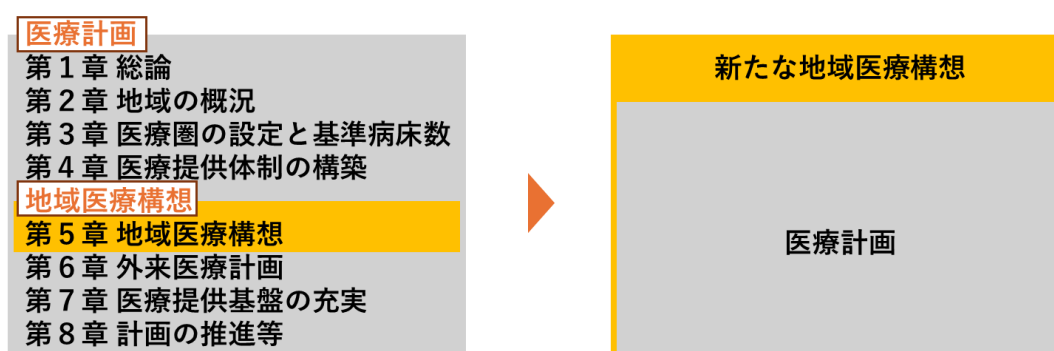
1 概要

(1) 地域医療構想

地域医療構想は、「中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの」とされており、自治体等で事業を行う上での指針となるもの。

(2) 医療計画

医療法第30条の4に規定する医療を提供する体制の確保に関する計画であり、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画で、市町村の推進する保健医療行政や、医療機関、各種保健医療関係団体及び県民の活動等の指針を示す計画である。



※新たな地域医療構想の策定及び医療計画の中間見直しにより、地域医療構想が医療計画の上位計画となる予定

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年12月 宮崎県医療審議会医療計画等部会の設置
- 令和8年 2月 第1回医療計画等部会（今回開催部会）
- 3月 国から新たな地域医療構想策定に係るガイドラインが示される予定
- 4月 第2回医療計画等部会（地域医療構想骨子案）
- 7月 第3回医療計画等部会（地域医療構想素案）
- 9月 パブリックコメント（地域医療構想素案）
- 10月 医療審議会・第4回医療計画等部会（地域医療構想案）
 - 医療審議会より県に答申（地域医療構想）
- 12月 地域医療構想策定
 - パブリックコメント（医療計画中間見直し素案）
- 令和9年 1月 医療審議会・第5回医療計画等部会（医療計画中間見直し案）
 - 医療審議会より県に答申（医療計画）
- 3月 医療計画の改定（中間見直し）

※各圏域ごとの地域医療構想調整会議は適宜開催